職員用マニュアル

H19.10.1

ＰＩマニュアル
～市民参画・協働を進めるために～

平成１９年 10 月

熊本市

・・・はじめに・・・

なぜ、今「市民参画･協働」なのでしょうか？
地方分権改革により、地方自治体の事務が変わりました。
国や県が作ったマニュアルどおりに事務を行う時代から、「自分たちのまちは自分たちでつくる」時代に変わったのです。
例えば、公園の場合でいうと、国の基準どおりに全国一律の公園づくりを行う時代から、その地域に合った公園づくりを行う時代になりました。
熊本市では、計画の段階から公園を利用する地域住民の皆さんの意見を聴きながら、地域住民の皆さんと行政が一緒になって公園をつくる取り組みを実践しています。
そして、このような市民参画・協働の取り組みこそが、市民の皆さんと行政双方の「地域力」や「自治力」の高まりに繋がっていくと考えています。

今、私たち職員には、市民の皆さんと「情報を共有」しながら、「市民の視点」に立ち、「市民の皆さんとともにまちづくりを進める」ということ、そして、市民の皆さんから出される多様な意見の集約を行い、より質の高い施策や事業を展開していくことが求められています。
本市においては、市民参画・協働による新しい熊本づくりが、すでに始まっています。
今後、より一層の市民参画・協働を進める上で、必要となるＰＩ（パブリックインボルブメント）の概念やその具体的手法等を理解し、各種施策・事業に活用・実践していくための職員用の手引きとして、「ＰＩマニュアル」を策定しました。
なお、この「ＰＩマニュアル」の策定にあたっては、庁内関係課職員によるプロジェクトチームによる原案作成や、全庁的に意見を取り入れ作成することを主眼において策定作業を進めてまいりました。
今後も、新しい考え方や手法等について、適宜改訂を行っていきます。

すべての事業においてＰＩ手法により各種施策･事業を実施すべきですが、まずは、ＰＩの実践をとおしてＰＩの考え方や手法を市民・職員双方が理解し、経験を積み重ねていくことが大事なことであると考えています。この「ＰＩマニュアル」を活用し、熊本市における市民参画・協働を推進していきましょう。

ＰＩマニュアル　目次

Ⅰ　ＰＩの基本理念

1　ＰＩとは？　Ｐ４
2　従来の市民参加とＰＩの違いは？　Ｐ４
3　ＰＩの目的とは？　Ｐ６
4　ＰＩの原則　Ｐ６

Ⅱ　ＰＩの運用

1　基本的なＰＩの手法　Ｐ８
2　ＰＩの対象事業・段階・対象者　Ｐ１０
3　ＰＩの進行・調整役の必要性　Ｐ１３
4　職員の対応と研修の必要性　Ｐ１３
5　ＰＩ実施に伴うスケジュール管理と予算　Ｐ１４

Ⅲ　PI の実施手順

1　ＰＩプロセスの設計　Ｐ１６
2　ＰＩプロセスのホームページ等での公表　Ｐ２０
3　ＰＩ手法の実施　Ｐ２０
4　ＰＩ手法の実施結果のホームページ等での公表Ｐ２０
5　手続きのフロー　Ｐ２１

Ⅳ　事例集

1　ＰＩの実践例
(1)自治基本条例案検討の場合　Ｐ２２
(2) 総合計画策定の場合（予定）　Ｐ２３
(3) 公園建設の場合　Ｐ２５
(4)地域コミュニティセンター建設の場合　Ｐ２６
(5) 市民課窓口アンケートの場合（予定）　Ｐ２７

2　手法別事例
【事業説明・情報提供等】
(1) オープンハウス　Ｐ２８
(2) 現地見学会　Ｐ２９
(3) シンポジウム　Ｐ３０
(4) ニュースレター・パンフレット　Ｐ３１
(5) 出前講座　Ｐ３２
【討論・意見集約等】
(6) ワークショップ　Ｐ３３
(7) パブリックミーティング　Ｐ３４
(8) 市民意見の募集　Ｐ３５
(9) グループヒアリング　Ｐ３６
(10) アンケート　Ｐ３７

3　段階別事例　Ｐ３８

Ⅴ　Q&A

1　対象事業・進め方　Ｐ３９

2　市民意見の集約方法　Ｐ４０

3　その他　Ｐ４２

Ⅰ　ＰＩの基本理念

１　ＰＩとは？

ＰＩとは、パブリックインボルブメントの略語です。

直訳すると、「地域住民、事業者、関係団体、利害関係者、等」（＝パブリック）を「関与、仲間に入れる、巻き込む」（＝インボルブメント）ということです。

すなわち、ＰＩとは、施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのことです。

市民の皆さんと行政とのコミュニケーションによって広く意見を聴き、施策や計画に市民の皆さんの意見（ニーズ）を反映させていきます。

ＰＩは、施策や事業の立案・実施にあたり、「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」「事業の構想段階」「事業の計画段階」「事業の実施・運用段階」といった、あらゆる過程において行われるものであり、「従来の市民参加」より幅広いニーズ把握が見込めるものです。

代表的手法として、ワークショップ・オープンハウス・パブリックミーティング等があります（28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』参照）。

２　従来の市民参加とＰＩの違いは？

ＰＩは、「従来の市民参加」と似た概念だと受け取られることが多いようですが、表１に示すとおり、対象となる事業段階、対象者（パブリック）が違います。

（対象となる事業段階の詳細は、10 ページ『Ⅱ-2　ＰＩの対象事業・段階・対象者』参照）

表　1

「従来の市民参加」と「ＰＩ」の違い

	対象となる事業段階	対象者
「従来の市民参加」	「事業の実施・運用段階」	地域住民、利害関係者等
「ＰＩ」	①「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」②「事業の構想段階」③「事業の計画段階」④「事業の実施・運用段階」それぞれの段階に応じて多様な手法を展開する。	地域住民、事業者、関係団体、利害関係者、等、案件や段階に応じて参加対象が幅広い。

ＰＩ…パブリック（地域住民＋事業者＋関係団体＋利害関係者等）インボルブメント（関与、協議、巻き込み方式）**このマニュアルでは、パブリックのことを「市民の皆さん」と表現します。**

参画…主体的に参加すること

また、表２で示すとおり、「従来の市民参加」は、「情報提供」、「協議」の段階にとどまっていますが、ＰＩでは、「関与」、更には「協働」の段階まで広がります。

表 2　　参画・協働の段階

弱　市民の参画・協働（関与）の度合い　強

情報提供	協議	関与	協働	権限付与
解決法や課題の理解に役立つ情報を市民に提供する	市民からの反応を得て、それを分析し、解決法及び、意思決定に活かす	プロセスを通じて、直接市民に働きかけ、課題への一貫した理解と配慮を担保する	計画立案から意思決定までの過程に、市民がパートナーとして関わる	市民の手で意思決定までする

ＰＩ

従来の住民参加

ファシリテーション…ワークショップ・パブリックミーティング等の会議において参加者の主体性を育み、コミュニケーションを活性化させ、多様な意見の交換の中から新たな発見や可能性、アイディアを見出すことを促し、個々の知恵を創造的な成果に結び付けていくことを支援し、協働的・創造的な議論や話し合いのプロセスを設計・マネジメントすること。

ファシリテーター…ファシリテーションを行う人、後援者・補助役・まとめ役の意味

３　ＰＩの目的とは？

ＰＩは、実施することが目的ではなく、市民の皆さんと行政のよりよい信頼関係のもと、市民参画・協働の取り組みを通じて、市民の皆さんの満足度の高いまちづくりを進めていくことが目的です。

また、ＰＩには次のような効果があります。

ＰＩの効果

① 市民の皆さんのニーズを反映した計画を策定することができる。
② 市民の皆さんのニーズを反映し、事業の質を高めることができる。
③ 事業のプロセスと実施内容について、市民の皆さんと合意形成を図ることができる。
④ 事業の運用等に対する市民の皆さんと行政との協働の仕組みをつくることができる。

この目的が達成できるよう、次に掲げる【ＰＩの原則】に留意し、適切な時期に適切なＰＩを実施していくことが重要です。

４　ＰＩの原則

（１）プロセスを共有すること

ＰＩの初期段階では、「事業の構想さえ知らなかった」、「勝手に進めている」といった批判が起こりがちです。

このため、どのような経緯で計画の検討がなされ、どの段階で、どのような手法で情報提供がなされるのか、最終的には誰が決定するのか、事業にかかる費用や時間的コストはどうか等、今後の進め方について、最初の段階で、市民の皆さんと行政双方の関係者がプロセスについて認識を共有しておくことが重要です。

（関連Ｑ＆Ａ…Q18）

（２）ＰＩと意思決定の違いを明確にすること

ＰＩは、市民の皆さんから幅広くアイディアや意見を収集し、市民の皆さんの意見を反映させて事業等の高質化や合意形成の円滑化を図るためのものであり、ＰＩの結果だけで計画の可否を決定するものではありません。「市民意見の反映」とは、市民の皆さんの関心や利害を把握し、多様な意見を調整し、まとめていくということです。

計画案は、政策の優先順位、技術的な視点、市民の皆さんの意見等の要素を事業の実施主体（担当部署、案件によっては、議会や首長）が総合的に判断し、責任を持って決定するもの（場合によっては、事業を実施しないことも含めて）であることをあらかじめ表明しておくことが必要です。　（関連Ｑ＆Ａ…Q6、Q7）

（３）ＰＩは段階的に実施すること

事業の段階でＰＩを実施しようとする際には、その事業の基となっている計画等がＰＩ等の市民参画のプロセスを経ていなければ、事業自体の可否が議論されることにもなりかねません。

ＰＩにおける議論を後戻りさせることなく、効率的に進めていくためには、構想・計画を策定するかどうか決定する段階から、それぞれの段階に応じて適切なＰＩ手法を選択して行うことになります。

また、事業目的を明確にし、市民の皆さんとともに考えていく姿勢をもって臨むことが必要です。

なお、既に計画の段階を過ぎ、事業の段階に入っている場合においても、その段階で可能なＰＩ手法を選択し、出来ることから実施するということも必要です。

（４）実現すべき成果や評価の視点を共有すること

具体的な計画案を示す場合、直接的な利害関係も明らかになることから意見が対立することが考えられます。

このような場合、議論が個別の利害に捉われないよう、事業の目的、達成目標等について、市民の皆さんと行政双方の関係者で認識を共有することが必要です。

また、最終段階では、いくつかの案の中から絞っていくという場合もあります。

このため、「何をもって評価するか」という視点を、市民の皆さんと行政双方の関係者で共有しておく必要があります。

（関連Ｑ＆Ａ…Q11、Q13）

（５）説明責任を果たすこと

市民の皆さんの意見に対して、「できる」あるいは「できない」についての説明だけでなく、進行上の問題点や評価に対する説明等、行政としての説明責任を果たすこともＰＩの重要な要素です。

ＰＩには、「Ｇｏ　Ｌｉｓｔｅｎ（出かけていって話を聴く）」という考え方があります。特に、事業に対して関心や利害のある市民の皆さんに説明責任を果たすためには、地元に出向いて、直接市民の皆さんの話を聴く姿勢も必要です。

（関連Ｑ＆Ａ…Q10、Q14）

Ⅱ　ＰＩの運用

１　基本的なＰＩの手法

ＰＩは、対象事業の内容、段階、関係者の範囲等に応じて、適宜、様々な手法を組み合わせて行います。

その代表的な手法は、主たる目的別に分類すると、次のとおりです。

主な手法の詳細については、28ページ『Ⅳ-2　手法別事例』をご参照下さい。

（関連Ｑ＆Ａ…Q2、Q9、Q12）

（1）事業説明、情報提供等

①ホームページ、市政だより等による積極的な広報活動	・ホームページや市政だより、マスコミ等による広報活動を通じて、事業に関する情報や、関連の催し物の告知、討議の内容等を市民の皆さんに積極的に提供するもの
②オープンハウス	・中心市街地や公共施設等人が集まる場所で、パネルや模型の展示、リーフレット等の資料の配布、ビデオの放映等、市民の皆さんが気軽に参加でき、事業の説明や情報提供を受ける機会を設けるもの
③現地見学会	・市民の皆さんが事業地域や施設の建設予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催し
④シンポジウム	・著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該事業の目的等に対する理解を深める催し
⑤ニュースレター・パンフレット	・事業に関する情報や討議の内容を、文章や写真で分かり易く印刷物として作成し、市民の皆さんに広く配布するもの
⑥出前講座	・市民の皆さんの要請に応え、事業の内容や現状等について事業の実施主体（担当部署）が出向き講座を開催するもの
⑦地域説明会	・事業の内容や現状等について、事業の実施主体（担当部署）が出向き、地域毎に説明会を開催するもの

（2）討論・意見集約等

⑧検討委員会	・有識者、関係者、公募市民等により様々な観点から課題整理や方向性の検討を行うもの
⑨ワークショップ	・特定のテーマや課題に対応するため、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るもの

⑩パブリックミーティング(市民の皆さんとの意見交換会)	・事業の内容や現状等について、事業の実施主体（担当部署）が説明し、市民の皆さんからの質問や意見を受ける場として開催するもの
⑪市民意見の募集	・計画等を素案の段階で公表し、市民の皆さんの多様な意見を求め、できる限り政策に反映させていくもの（パブリックコメント等）
⑫グループ ヒアリング	・市民の中から小グループ（１０人前後）を選出し、市民の皆さんのニーズ、期待等に関するヒアリング調査を実施し意見の集約を図るもの
⑬アンケート	・広く市民の皆さんの意識を把握するため、多くの人に一定の質問形式で意見をうかがうもの

事業類型毎「主なＰＩ手法例」「実施例」は、以下のとおりです。

事業類型別ＰＩ手法例

事業類型	主なＰＩ手法例	実施例
条例案の検討	ワークショップ、シンポジウム、オープンハウス、パブリックコメント　等	自治基本条例、環境基本条例
計画の策定	アンケート、ワークショップ、シンポジウム、オープンハウス、検討委員会、パブリックコメント　等	総合計画、地区計画、食の安全安心・食育推進計画（仮称）
公共施設整備	アンケート、ワークショップ、ニュースレター、オープンハウス　等	地域コミュニティセンター建設、「情報交流施設」建設
市民の皆さんの関心の高いものや市民の皆さんへの影響が大きい、市民生活と密着した事業	アンケート、ワークショップ、出前講座、地域説明会、ニュースレター　等	公園建設事業、家庭ごみ減量に関する事業
その他（窓口業務、施設の維持管理、市内部管理事業等）	アンケート、出前講座、ホームページの充実　等	市民課窓口業務、市民病院、国際交流会館管理運営、財政状況についての出前講座、監査に関するホームページの充実

２　ＰＩの対象事業・段階・対象者

（1）対象事業　　（関連Ｑ＆Ａ…Q1、Q4）

すべての事業を対象として、ＰＩを実施することとします。

但し、当面は、別に定める実施方針に基づき行うこととします。

実施方針

１　すべての事業を対象として、ＰＩを実施することに努めることとする。

２　次の事項については、ＰＩを実施しなければならない。

（1）パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱第４条第１項の規定に該当し、パブリックコメントを実施する案件

（2）経営戦略会議に関する訓令第２条の規定に該当し、経営戦略会議の審議事項となる案件

３　前項の規定にかかわらず、所管課において、ＰＩの実施が難しいと判断した場合は、市民協働推進課と協議し、実施の可否を決定するものとする。

※**２（1）**については、パブリックコメント以外のＰＩ手法も取り入れることとする。

※平成１９年度については、予算、事業スケジュール等を考慮しつつ、可能な限りのＰＩの実施に取り組むこととする。

※平成２０年度においてＰＩ実施予定の事業については、平成１９年度中にＰＩプロセスの設計準備やＰＩに必要な経費の予算要求等を行うこととする。

熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱　第４条第１項

（対象）

第４条　本制度の対象は、次に掲げるものとする。

（1）市の基本的政策、個別行政分野における施策の基本的方針若しくは基本的事項を定める計画の策定又は変更

（2）広く一般に適用され、市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等の制定又は改廃。なお、要綱や指針であっても、指導要綱や行政指導の指針の制定又は改廃等、前述の事項に当てはまるものについては、本制度の対象とする。

（3）その他実施機関が必要と認めるもの

熊本市経営戦略会議に関する訓令　第２条

（所管事項）

第２条　経営戦略会議は、次に掲げる事項について審議し、及び方針決定を行い、並びに必要な事項について局長等に指示し、又は調整を行う。

（1）　市の総合計画に関する事項

（2）　各行政分野における政策の基本的な方針又は計画に関する事項

（3）　重要な施策及び事務事業に関する事項

（4）　複数の局等に関係する施策及び事務事業で総合的な調整を必要とする事項

（5）　国及び県に対して提出する要望、意見等で重要な事項

（6）　重要な条例の制定改廃及び重要な議案に対する事項

（7）　附属機関又はこれに類するものに対する重要な諮問事項

（8）　行財政改革の推進に関する事項

（9）　予算編成及び組織整備に関する事項

（10）重要な財産の取得、処分及び活用に関する事項

（11）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

PI 研修受講者のＰＩ対象事業に対する意見

質問：ＰＩは、今後どのような業務、どのような場面で実施されるべきだと思いますか？
アンケート対象者：平成１５年度から平成１８年度までのＰＩ研修受講者９６人
アンケート実施日：平成１６年２月・平成１７年２月・平成１８年２月・平成１９年２月

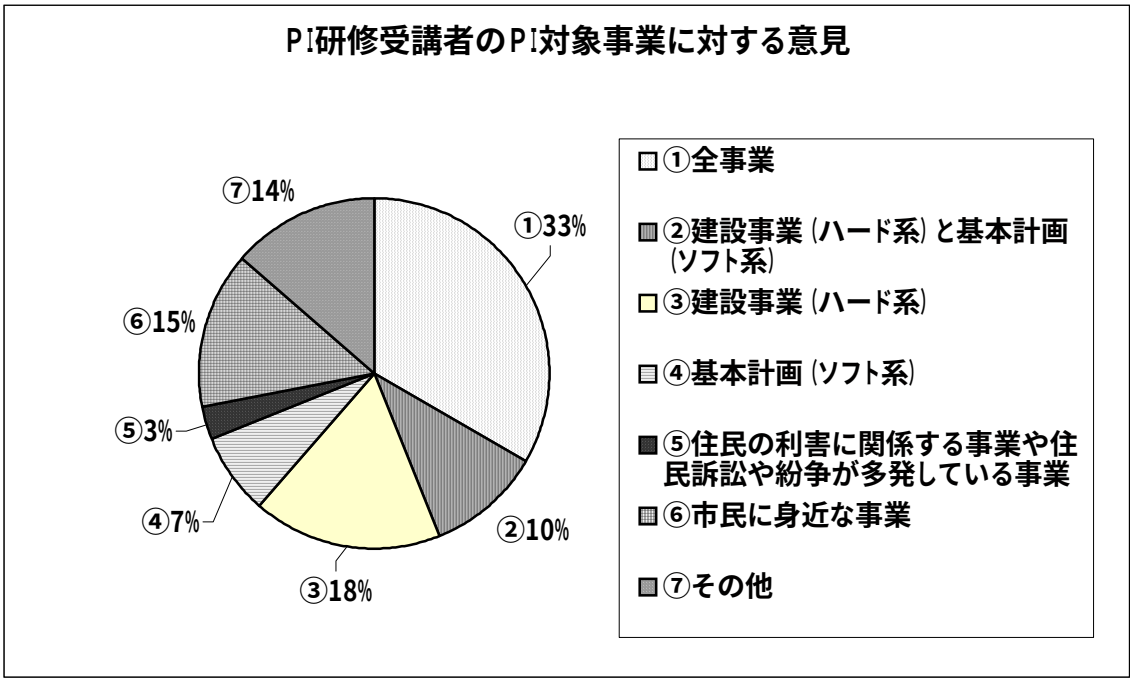

平成１９年度 PI に関する調査結果

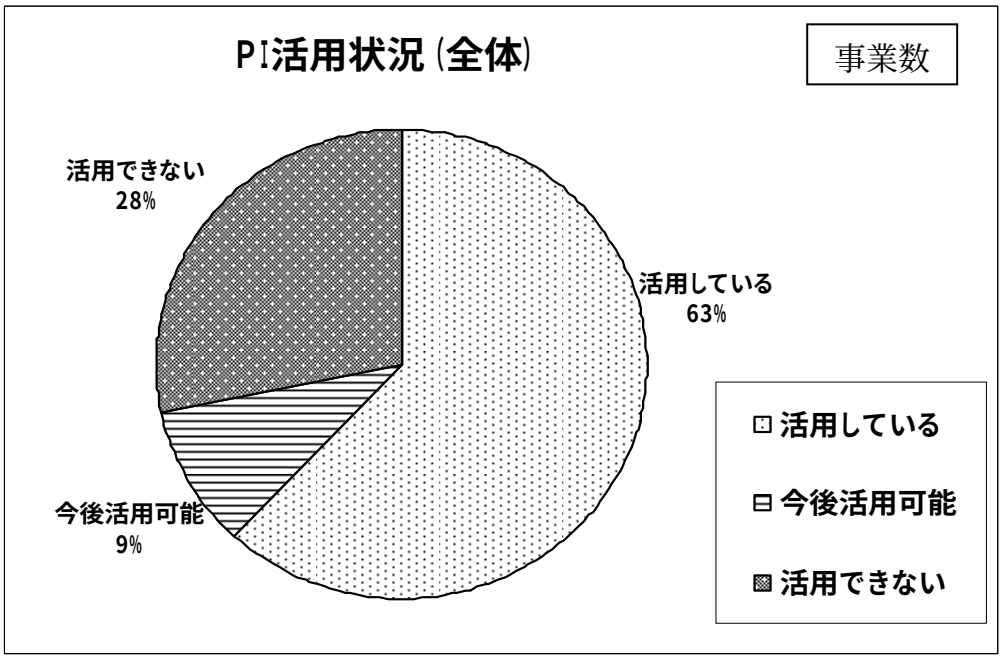

※「活用している」の中には、市民と協働で実施している事業も含みます。
※「活用できない」と回答があった事業についても、同種の事業を実施している他の部署では、ＰＩを実施している例が見られた。

（2）段階

「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」「事業の構想段階」「事業の計画段階」「事業の実施・運用段階」それぞれの段階において、対象事業や必要に応じて、最も適切と思われる手法を組み合わせて実施します（38 ページ『Ⅳ-3　段階別事例』参照）。

特に、計画そのものに、市民の皆さんの反対が予想される事例では、「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」から、事業目的を明確にし、市民の皆さんとともに考えていく姿勢をもって臨むことが必要です。　（関連Ｑ＆Ａ…Q5）

<u>事業の段階</u>

構想や計画を策定するかどうか決定する段階		・構想や計画の必要性や公益性を確認し、構想や計画を策定するまでの段階
事業の各段階	事業の構想段階	・事業の必要性や公益性を検討し、事業の概要（施設であれば、位置・配置・規模等）について、事業目的に照らし合わせ検討を加え、案を作成するまでの段階
	事業の計画段階	・事業の構想段階で形成した案を踏まえ、事業の計画内容（施設であれば、施設配置、レイアウト等）を精査する段階
	事業の実施・運用段階	・事業の計画段階で形成した案を踏まえ、事業実施運用に向けた制度設計を行う段階

（3）対象者

対象事業の内容や段階に応じて、地域住民、事業者、関係団体、利害関係者等市民の皆さんが対象になります。

また、どの地域の住民が対象なのか、全市民が対象なのか、どの関係団体が対象なのか等、意見を聴いておくべき対象者を確認し、対象事業の内容や段階に応じて、対象者を、適切に判断することも必要です。

また、特に広い地域に関係する構想や計画については、広域の住民に報告やコメントの機会を設ける等の配慮も必要です。　（関連Ｑ＆Ａ…Q8）

３　ＰＩの進行・調整役の必要性

ＰＩは、多様な意見を調整しながら集約していくものです。

特に、直接多数の市民の皆さんと意見交換するようなワークショップやパブリックミーティング等においては、多様な意見を調整し、まとめながら、うまく進めていくために、ファシリテーションという手法があり、中立的な立場にたつファシリテーターと呼ばれる調整・進行役の存在が重要な役割を持つことになります。

また、行政側には「聴く力」「聴いたことをまとめる力」を身につけること、市民側には「話す（表す）力」を身につけることが求められています。

職員がファシリテーターをつとめることもできますが、市民の皆さんと行政にとって公平な意見交換会を実施するためには、中立的な立場が確保できる行政以外のファシリテーターの確保も必要です。

（関連Ｑ＆Ａ…Q21）

４　職員の対応と研修の必要性

熊本市では、これからのまちづくりの進め方の基本として、市民との協働を掲げています。私たち職員が、このことを念頭に置きながら、業務を行っていかなければなりません。

市民参画・協働を進めていくためには、職員一人ひとりが、事業の実施主体（担当部署）としての説明責任をしっかりと果たすとともに、市民の皆さんの多様な意見を調整し、集約していく中心的な役割を担っていく必要があります。

また、ワークショップ等の運営をスムーズに行うために、必要に応じてファシリテーターの活用等も考えられますが、その際にも、経緯の説明、事業のスケジュールや予算との関係等、事業の実施主体（担当部署）としての説明責任を果たさなければなりません。

そこで、今後、このマニュアルの周知徹底と適正な運用に努めるとともに、職員一人ひとりがファシリテーターとなれる能力の向上や市民協働によるまちづくりの推進に必要な職員研修の充実を図ることが重要です。

なお、平成１５年度から平成１８年度については、ＰＩ研修を実施したところです。

また、案件によっては、私たち職員も地域住民の一人としてＰＩの対象者となる場合があります。その際には、率先して参加するとともに、自らの意見を表明し、積極的にかかわっていくよう努めていく必要があります。　（関連Ｑ＆Ａ…Q3）

５　ＰＩ実施に伴うスケジュール管理と予算

市民参画・協働による取り組みを進めていくためには、早い時期から市民の皆さんの意見を聴き、調整していくことが必要です。

「急がば回れ」という諺があるように、ＰＩを実施し市民の皆さんの意見を聴きながら事業を進めていくことは、事業全体を停滞させるものではありません。

また、「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」から事業の必要性についてＰＩを行うことで、市民のニーズを把握し、市民の皆さんの合意を得ながら事業を進めていくように努めなければなりません。

ＰＩの内容によっては、時間と予算を要することも考えられるため、スケジュール管理や予算については十分に配慮する必要があります。　（関連Ｑ＆Ａ…Q17、Q19）

（１）スケジュール管理

ＰＩを実施するにあたって、スケジュール管理は、特に重要です。

工事を実施する場合を例にとると、当年度設計、次年度工事というスケジュールで実施しようとしても、ＰＩを用いた意見集約終了後、実施設計・積算を行うということになると、工事の予算を計上する時期に間に合っていないのが現状のようです。

条例案の検討、計画の策定、工事を実施する場合等、ＰＩを実施する時間や予算を計上する時期等を考慮した上で、事業の実施主体（担当部署）において、事業全体のスケジュールを管理していくことが必要です。

また、時間の制約があり、意見集約に十分な時間が事実上取れない場合においても、その期間中において可能な範囲で、丁寧な説明を行い、意見を求めていく姿勢が大切です。

（２）ＰＩと予算について

事業の予算要求にあたっては、早い段階からＰＩを実施し、市民の皆さんのニーズを確認しておくことが必要です。

また、シンポジウムやワークショップ開催経費（行政以外のファシリテーターが必要な場合や会場使用料等）等ＰＩに必要な経費は、予算化しておく必要があります。

ＰＩと予算措置との関係は、今まで「予算措置→ＰＩ→事業実施」でしたが、今後、「ＰＩに必要な経費の予算措置→ＰＩ→事業実施に関する予算措置→事業実施」というスケジュールも考えられます。

当初から時間を要することが見込まれる場合、予算計上時点で債務負担行為を行う等の処理をしておくべきであると考えます。

なお、補助事業以外についての繰越は、単年度予算という法の規定から原則として認めていないため、やむを得ない理由により契約できない場合は、減額補正し新年度で再計上を行うことになります。

Ⅲ　ＰＩの実施手順

ＰＩの実施とは、次の一連の手順をいいます。

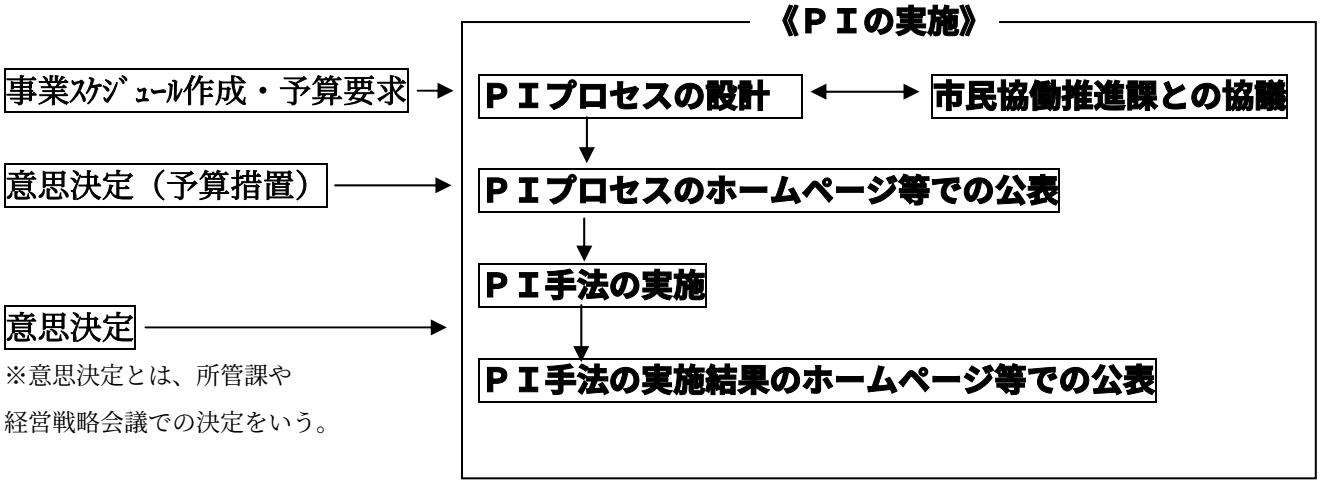

１　ＰＩプロセスの設計

まずは、ＰＩプロセスの設計をします。

(1) ＰＩプロセスの設計とは、どのような手法を、どのような時期に、どのような市民を対象に行うのかを事業の段階毎に計画することをいいます。

(2) ＰＩプロセスの設計に際しては、市民協働推進課と協議を行うこととします。

(3) ＰＩプロセスの設計は、事業スケジュール作成や予算要求と同時に行うこととします。

(4) ＰＩプロセスの設計書様式については、１７ページ、１８ページのとおりとします。

ＰＩプロセスの設計方法

(1) 事業の段階の確認

現在実施しようとしている事業が、どのような段階にあるのかを確認します。

（12 ページ『Ⅱ-2-12 事業の段階』参照）

(2) 事業全体のスケジュール確認

事業全体のスケジュールを確認します。

(3) ＰＩ実施の目的確認

ＰＩを行う目的を確認します

（22 ページ『Ⅳ-1　ＰＩの実践例』、28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』、38 ページ『Ⅳ-3　段階別事例』参照）

(4) ＰＩ実施の内容確認

提示する案や具体的に何を聴くのか等の内容を確認します

（22 ページ『Ⅳ-1　ＰＩの実践例』、28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』、38 ページ『Ⅳ-3　段階別事例』参照）

(5) ＰＩ実施の対象者決定

意見を聴くべき対象者を決めます。

（12 ページ『Ⅱ－2－（3）対象者』参照）

（22 ページ『Ⅳ-1　ＰＩの実践例』、28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』、38 ページ『Ⅳ-3　段階別事例』参照）

(6) 実施のタイミングの決定

意見を聴くべきタイミングを決定します。

（22 ページ『Ⅳ-1　ＰＩの実践例』、28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』、38 ページ『Ⅳ-3　段階別事例』参照）

(7) ＰＩ手法の決定

対象者、段階、スケジュール等に合致した手法を決定します。

（28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』参照）

ＰＩプロセス設計書（記載例）

事業名　〇〇センター建設事業

事業段階	事業全体のスケジュール	ＰＩ実施の目的及び内容	対象者	ＰＩ実施のタイミング及び手法
どうか決定する段階 構想や計画を策定するか	4 月　事業の必要性の検討 5 月 事業必要性の確認	現在までの取り組みや全体の方向性を確認し、課題を整理 アンケート結果及び事業について報告	地域の全世帯 地域の全世帯	4 月 アンケート 5 月 ニュースレター・パンフレット
事業の構想段階	5 月　概ねの位置の確定 6 月 事業計画作成	前提条件、スケジュールを示し、課題を整理	地域の全世帯	5 月～6 月 パブリックミーティング
事業の計画段階	7 月　事業計画に基づき事業内容の検討 12 月 基本設計作成	施設の配置計画を示し、安全対策等に問題がないか、利用しやすい施設であるかを確認	利用者 関係住民	7 月 利用者アンケート 7 月～12 月 ワークショップ
事業の実施・運用段階	1 月　基本設計に基づき、運営方法の検討 2 月 管理規約作成	運営方法についての案を示し、利用上の制約や利用料金の設定について確認	利用者	1 月 意見交換会

※ＰＩプロセスの設計書については、市民協働推進課に提出してください。

※様式は、全庁共用に入っています。

ＰＩプロセス設計書（記載例）

事業名　総合計画（基本構想）策定

	事業全体のスケジュール	ＰＩ実施の目的及び内容	対象者	ＰＩ実施のタイミング及び手法
どうか決定する段階 構想や計画を策定するか	H18.7月 計画策定の必要性の検討 12月 計画策定の必要性の確認 H19.3月 計画策定の方向性の決定	決定した総合計画策定にかかる基本的事項（策定方針）を周知	全市民	3月 ホームページによる広報活動
事業の構想段階	5月　前計画の検証 7月 基本構想の作成	総合計画策定の基礎となる前計画の検証（評価と意見聴取）を行い、課題等を整理 市民意見を反映した基本構想案を作成	公募市民 学識経験者 関係団体の代表者 公募市民	5月～6月 ワークショップ（検証市民会議） 7月～H20.1月 検討委員会（基本構想審議会）
事業の計画段階	H20.6月 基本構想決定	素案の段階で幅広い市民の意見を聴取し、構想案へ反映 構想案に対する周知及び案に対する全市民の意見の聴取	全市民 全市民	11月 市民意見の募集 パブリックミーティング（地域説明会） オープンハウス シンポジウム H20.2月 パブリックコメント
事業の実施・運用段階	今後検討			

※ＰＩプロセスの設計書については、市民協働推進課に提出してください。

※様式は、全庁共用に入っています。

ＰＩプロセス設計の基本的な考え方（事業の構想段階の場合）

(1) 事業の段階確認	(2) 事業全体のスケジュール確認	(3) ＰＩ実施の目的の確認	(4) ＰＩ実施の内容確認	(5) ＰＩ実施の対象者の決定	(6) ＰＩ実施のタイミング決定 (7) ＰＩ手法決定
事業の構想段階	発議	・プロセスを共有	・現在までの取り組みやスケジュール案を提示します。 ・全体の方向性を確認します。	全市民	ホームページ
	検討	・課題の整理 ・目的の共有 ・事業や計画の必要性の共有	・前提条件、課題、計画の全体像を提示します。 ・他に課題や盛り込むべき事項がないか等について確認します。	利害関係者 100 人	アンケート
				関係団体	出前講座
				全市民	ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸﾐｰﾃｨﾝｸﾞ
		・案の検討	・案（比較案も含めて）を提示します。 ・案についての意見を求めます。	全市民	オープンハウス
				全市民	シンポジウム
	案の確定	・最終案の検討	・最終案を提示します。 ・最終案についての意見を求めます。	全市民	ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ
	計画決定				

２　ＰＩプロセスのホームページ等での公表

（1）ＰＩプロセスの公表は、熊本市ホームページ及び市政情報プラザで行うこととします。
（2）ＰＩプロセスのホームページ等での公表については、意思決定後、速やかに実施することとします。

事業の実施主体（担当部署）においての公表と同時に、ＰＩに関するホームページにもリンクしますので、市民協働推進課にお知らせください。

３　ＰＩ手法の実施

ＰＩ手法を使って、広く市民の意見を聴き、その集約や調整を行い、施策や計画等に反映させていくこととします。
各ＰＩ手法の実施に当たっては、22 ページ『Ⅳ-1　ＰＩの実践例』、28 ページ『Ⅳ-2　手法別事例』、38 ページ『Ⅳ-3　段階別事例』を参考にしてください。

４　ＰＩ手法の実施結果のホームページ等での公表

（1）ＰＩ手法の実施結果の公表は、熊本市ホームページ及び市政情報プラザで行うこととする。
（2）ＰＩ手法の実施結果のホームページ等での公表については、ＰＩ実施後、速やかに行うこととする。

事業の実施主体（担当部署）においての公表と同時に、ＰＩに関するホームページにもリンクしますので、市民協働推進課にお知らせください。

5　手続きのフロー

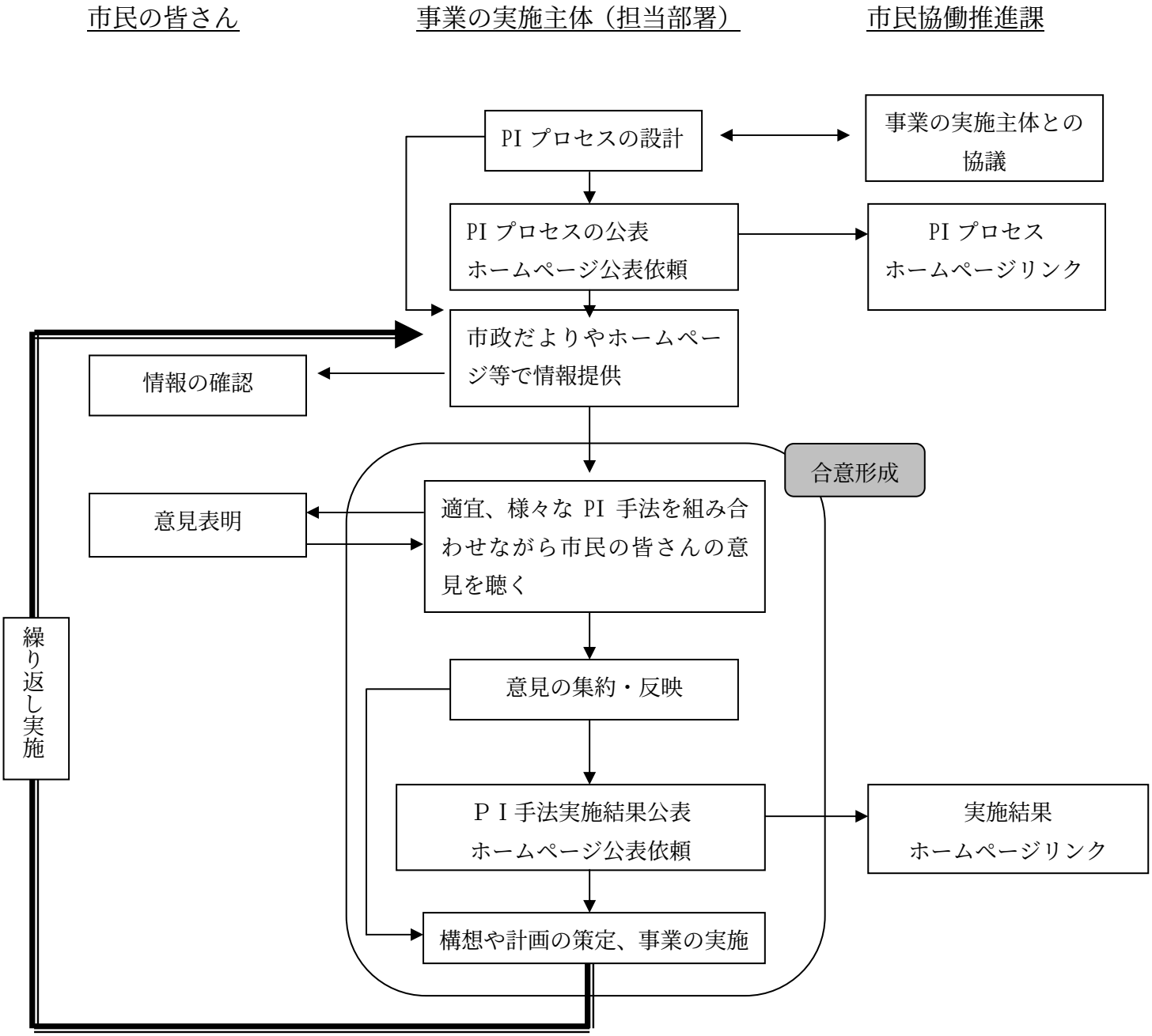

「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」「事業の構想段階」「事業の計画段階」「事業の実施・運用段階」それぞれの段階に応じて最適なＰＩ手法を実施する。

Ⅳ　事例集

１　ＰＩの実践例

ＰＩの実践例を、時系列でまとめてみました。

（１）自治基本条例案検討の場合

ＰＩ	実施時期	対象者	具体的に何を聴いたのか	提示した案	実施結果（成果）	目的
ワークショップ（市民会議）	計画策定段階当初から１年半	市政だより等で全市民に呼びかけ（公募）参加者１１６人	・自治基本条例に盛り込むべき内容 ・市民と行政の協働のあり方	他都市の条例等	市民会議素案と提言書	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成 ・市民ニーズや意識の把握
シンポジウム	市民会議終了後	全市民に呼びかけ 参加者１３９人	市民会議素案に対する意見	市民会議素案	条例素案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成
パブリックミーティング（地域説明会）	市民会議終了後	全市民に呼びかけ 参加者３６９人	市民会議素案に対する意見	市民会議素案	条例素案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成
パブリックコメント	条例素案策定後	全市民 参加者 １６４人 ７０１件	条例素案に対する意見	条例素案	条例案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成
パンフレット配布	条例素案策定後	全市民 ７２箇所 １,３２０部	条例素案に対する意見	条例素案	条例案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成
グループヒアリング（関係団体への説明会）	条例素案策定後	自治会等 参加者１,７５０人	条例素案に対する意見	条例素案	条例案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成
出前講座	条例素案策定後	全市民 参加者８３０人	条例素案に対する意見	条例素案	条例案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成
オープンハウス	条例素案策定後	全市民 参加者５００人	条例素案に対する意見	条例素案	条例案	・条例の必要性の共有 ・条例理念の合意形成

その他、積極的な情報提供として、市政だよりへの全条文掲載や新聞広告等を実施

（２）総合計画策定の場合（予定）

※総合計画策定については、平成19年度から着手することより、現時点において実施を予定しているものについて記載しています。

ＰＩ	実施時期	対象者	具体的に何を聴くのか	提示する案	実施結果（成果）	目的
ワークショップ（市民）	総合計画基本構想策定前(4回程度)	市政だより等で全市民に呼びかけ（公募）	総合計画における成果と課題	総合計画における取り組み等	総合計画に対する検証・提言	・総合計画に対する認識の共有 ・総合計画における成果と課題の洗い出し ・市民ニーズや意識の把握
シンポジウム	総合計画基本構想審議会素案策定後	全市民に呼びかけ	総合計画基本構想審議会素案に対する意見	総合計画基本構想審議会素案	総合計画基本構想審議会素案に対する認識の向上、市民意見の聴取	・総合計画基本構想審議会素案に対する認識の向上 ・市民意見の聴取
パブリックミーティング（地域説明会）	総合計画基本構想審議会素案策定後	全市民に呼びかけ	総合計画基本構想審議会素案に対する意見	総合計画基本構想審議会素案	総合計画基本構想審議会素案に対する認識の向上、市民意見の聴取	・総合計画基本構想審議会素案に対する認識の向上 ・市民意見の聴取

ＰＩ	実施時期	対象者	具体的に何を聴くのか	提示する案	実施結果（成果）	目的
オープンハウス	総合計画基本構想審議会素案策定後	全市民	総合計画基本構想審議会素案に対する意見	総合計画基本構想審議会素案	総合計画基本構想審議会素案に対する認識の向上、市民意見の聴取	・総合計画基本構想審議会素案に対する認識の向上 ・市民意見の聴取
パブリックコメント	総合計画基本構想案答申後	全市民	総合計画基本構想案に対する意見	総合計画基本構想案	総合計画基本構想案に対する認識の向上、市民意見の聴取	・総合計画基本構想案に対する認識の向上 ・市民意見の聴取
	基本計画案確定後	全市民	総合計画基本計画案に対する意見	総合計画基本計画案	総合計画基本計画案に対する認識の向上、市民意見の聴取	・総合計画基本計画案に対する認識の向上 ・市民意見の聴取

その他、青少年のワークショップや、積極的な情報提供として、新聞広告、総合計画に関する子ども向けＨＰの作成等を実施

（３）公園建設の場合

ＰＩ	実施時期	対象者	具体的に何を聴いたのか	提示した案	実施結果（成果）	目的
ワークショップ	計画策定段階	地域住民等約７０人	・公園整備に盛り込む施設内容 ・公園利用上のルールづくり	他公園の施設状況	・公園計画平面図素案 ・公園の名称 ・公園利用上のルール素案 ・地域の公園としての愛着向上	公園整備における計画立案の段階から、地域住民の意見を積極的に取り入れ、合意形成を図りながら、公園計画を立案するもの。
ニュースレター	ワークショップ終了後	地域住民等	同　上	ワークショップでの決定したこと	ワークショップへ参加できなかった人も内容を知ることができた。	ワークショップの結果を地域住民へ報告することにより、情報の共有化を図るもの。

帯山どんぐり公園におけるワークショップ（最終回）参加者アンケート結果

参加者数	４９人	回収数	４６人	回収率	93.9%

問1　今回ワークショップに参加してみてよかったですか？

はい	４6人	いいえ	0人	わからない	０人

問2　グループ討議の結果について満足できる内容だったでしょうか？

大変満足	やや満足	不満	わからない
32人	13人	0人	1人
69.6%	28.3%	0%	2.2%

問3　ワークショップに参加しての感想（抜粋）

・話し合いやすい雰囲気で、各自の意見を出しやすかったと思います。
・係の方はお疲れ様でした。公園ができるのが楽しみです。
・私たちが考えた公園なので大切に使っていきたいです。
・会を重ねる毎に段々と形が見えて皆の意見も具体的に取り入れていただいてとても楽しかったです。今回の経験を今後何らかの機会で参考に出来たら良いなあと思いました。
・永久的に残るような公園を作ることに参加できたので、孫たちに語ることができ、嬉しく思います。公園名を考えることも楽しかったです。
・最初は正直言って乗り気ではありませんでしたが、４回通ってみて自分にとっても大変良い経験になりました。

（４）地域コミュニティセンター建設の場合

ＰＩ	実施時期	対象者	具体的に何を聴いたのか	提示した案	実施結果（成果）	目的
ワークショップ	着工の前年度 設計の段階	地域住民または校区自治協議会（校区の自治会をはじめ、社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、防犯協会等、地域団体の会長等で構成）	①地域コミュニティセンターを拠点としてどのような活動を行うか ②施設配置及び内部のレイアウト等	①建物平面基本プラン ②他施設の状況	①住民の意見が反映された使い勝手の良い設計及び建物 ②校区のコミュニティづくりに向けた意識の醸成 ③自分たちの施設としての愛着心	地域コミュニティセンターは、地域のまちづくりを推進するための活動の拠点施設であり、さらには地域で組織された運営委員会が管理運営を行うことから、設計の段階から地域住民の意見を取り入れて建設することで、地域住民にとって、より効果的な活用を図るもの
ニュースレター（住民による広報紙の作成・回覧）	ワークショップ終了後	校区住民	同　上	ワークショップでの決定したこと	ワークショップへ参加できなかった人も内容を知ることができた。	地域コミュニティセンター建設計画に伴うワークショップの検討結果を地域住民へ報告

（５）市民課窓口アンケートの場合（予定）

ＰＩ	実施時期	対象者	具体的に何を聴いたのか	提示した案	実施結果（成果）	目的
アンケート	年１回	市民課の窓口を利用した市民	・職員の応対と満足度 ・用件にかかった時間と満足度 ・その他市民課の窓口に求めるサービス	なし	窓口業務改善	市民の意見を踏まえ、市民サービスを向上させるため

市民サービス向上に向けてあなたの声をお聞かせください。【案】

熊本市市民課

該当するものについて〇をつけてください。

年　代：　10 歳代・20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代・70 歳代以上

性　別：　男性　・　女性

１．今日の用件を教えてください。

証明発行　　住民異動　　印鑑登録　　戸籍の届出　　その他

２．行きたい用件の場所はわかりましたか？

わかりやすい　　ふつう　　わかりにくい

３．用件にかかった時間はどのくらいでしたか？

５分以内　　５～１０分　　１０～１５分　　１５～３０分　　３０分以上

４．用件にかかった時間はどうでしたか？

大変満足　　満足　　ふつう　　不満　　大変不満

５．職員の応対はいかがでしたか？（あいさつ・笑顔・服装・態度・言葉遣い・説明等）

大変満足　　満足　　ふつう　　不満　　大変不満

※よろしければ理由をお書きください。

６．市民サービスコーナー（産業文化会館１Ｆ）で土・日・祝日に住民票等の証明発行業務を行っているのを知っていますか？

知っている　　知らない

2　手法別事例

【事業説明・情報提供等】

(１)オープンハウス

①概要	○中心市街地や公共施設等人の集まる場所で、パネルや模型の展示、リーフレット等の資料の配布、ビデオの放映等、市民の皆さんが気軽に参加でき、事業の説明や情報提供を受ける機会を設けるもの
②目的	○市民の皆さんが、参加しやすい環境のもと、とりまとめられたレポートや関連する調査等に関する正確な情報を提供する ○会議形式の行事に参加しにくい市民の皆さんに機会を提供し、幅広く情報提供する
③手法の特徴	○説明会等大勢の前で発言することに苦手意識のある市民も参加しやすい。 ○市民の皆さんは、都合の良い時間に立ち寄り、必要な情報だけを得ることができる ○市民は担当の行政スタッフに対して質問し、コメントカードやアンケートによって意見を述べることができる ○ボード等に参加者の意見を残すことで、市民の皆さんが他の参加者の意見を知ることもできる
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○適宜
⑤対象者	○すべての市民の皆さん
⑥提供する情報	○その時点で議題とすべき事項の詳細な情報
⑦把握できる情報	○提示した情報に関する市民の皆さんの意見や疑問
⑧事例	○自治基本条例（案）オープンハウス（平成17年1月29日）・びぷれす広場で、広く市民の皆さんに自治基本条例（案）を知ってもらうためのオープンハウスを実施 ・ 自治基本条例に関するクイズやゲーム ・ 協働のまちづくりに関するパネル展、意見募集　等 担当課＝【市民協働推進課】 ○駅前再開発ビルに導入する公共施設「情報交流施設」のオープンハウス ・ びぷれす広場、類似機能を有する施設（図書館）、関係の深い施設（熊本駅前）において、広く市民の皆さんに基本計画（素案）を知ってもらうため、オープンハウスを実施 担当課＝【企画課】

（２）現地見学会

①概要	○市民の皆さんが事業地域や施設の建設予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催し
②目的	○現地を見ることで市民の皆さんの理解を深める
③手法の特徴	○地域や施設の実情を直接訪問することで、市民の皆さんが理解を深めることができる
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○適宜
⑤対象者	○関心がある市民の皆さん
⑥提供する情報	○見学対象となる地域や施設に関する情報
⑦把握できる情報	○現地を訪問したことに対する意見、感想
⑧事例	○都市計画道路野口清水線（西回りバイパス）現地説明会 ・住民発議による地区計画案を策定するため、ワークショップ等の手法を用いて勉強会を行った ・その一環として、都市計画道路の現地説明や、街並みウォッチングを実施 ・地域の課題等の抽出を行った 担当課＝【都市計画課・街路課（現道路整備課）】 ○都市計画道路新土河原出水線（蓮台寺地区）現地説明会 担当課＝【街路課（現道路整備課）】

（３）シンポジウム

①概要	○著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該事業の目的に対する理解を深める催し
②目的	○市民の皆さんの関心を高め、認知度を高めること
③手法の特徴	○一度に多くの人が参加でき、幅広く情報を伝達する等の効果が期待できる ○講演会等により、市民の皆さんが一般的な動向等を把握することができ、施策への理解促進に役立つ
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○ ＰＩプロセスの節目（成果を発表するとき等）等
⑤対象者	○ 一般参加は、市民の皆さん
⑥提供する情報	○ その時点で議題とすべき事項の詳細な情報
⑦把握できる情報	○その時点での、施策等に対する市民の皆さんの関心度等 ○当該事業そのものへの感想
⑧事例	○「住民参加と協働によるまちづくりシンポジウム」 自治基本条例素案について市民に周知するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりのあり方について考える契機とするもの 条例の素案策定に携わった方や、まちづくりを実践しておられる方がパネリストとして出席。参加者から自治基本条例の素案に関する意見を募り、素案に反映させた ・プログラム：基調講演、パネルディスカッション ・参加者数：１６４人 ・関連イベント：まちづくり等を紹介したパネル展 担当課＝【市民協働推進課】 ○まちづくりシンポジウム 中心市街地の活性化に向け、城下町の魅力を活かした、人が住みたくなる街づくり等について考えるもの ・プログラム：基調講演、パネルディスカッション等 担当課＝【市街地整備課（現都心活性推進課）】

（４）ニュースレター・パンフレット

①概要	○事業に関する情報や討議の内容を、文章や写真で分かり易く印刷物として作成し、市民の皆さんに広く配布するもの
②目的	○ＰＩの実施状況や調査等のレポート等関連する情報を広く市民の皆さんに伝える
③手法の特徴	〈ニュースレター〉 ○ＰＩの実施状況や調査等のレポート等関連する情報をコンパクトにまとめて提供 ○定期的に出すことを基本とするが、必要に応じ適宜作成することができる ○市民の皆さんへの配布、関係行政機関の公共施設等での陳列等により、広範囲の市民の皆さんが定期的かつ迅速に情報を得ることができる 〈パンフレット〉 ○ＰＩの実施状況や調査等のレポート等関連する情報をコンパクトな印刷物として提供する ○情報の要点等について分かり易く入手できるとともに、印刷物として手元に残すことができる
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○ニュースレター：最新の情報を定期的に発行 ○パンフレット　：提供する情報の密度等を勘案し、適宜発行
⑤対象者	○すべての市民の皆さん ○関係する地域住民
⑥提供する情報	○ＰＩで提供する情報全般 特に、アンケート等調査の事前告知・結果報告や関連イベントの紹介・結果報告
⑦事例	○ニュースレター ・地域コミュニティセンター建設事業 地域住民の作成する広報紙の中にワークショップの内容を掲載し、回覧または各戸配布 担当課＝【地域づくり推進課】 ○パンフレット ・東バイパス整備計画 ・みちづくりニュース～東バイパスは今～ 事例＝【国土交通省熊本河川国道事務所】

（５）出前講座

①概要	○市民の皆さんの要請に応え、事業の内容や現状等について事業の実施主体（担当部署）が出向き講座を開催するもの
②目的	○市民の皆さんへの情報提供 ○市民の皆さんの関心を高め、認知度を高めること
③手法の特徴	○市民の皆さんが、参加しやすい時間や場所を自ら企画し、設定できる ○小グループでの申し込みになるため、意見が表明しやすい
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○適宜
⑤対象者	○関心がある市民の皆さん
⑥提供する情報	○その時点で議題とすべき事項の詳細な情報
⑦把握できる情報	○事業に対する意見、要望、提案
⑧事例	○自治基本条例（素案）出前講座 ・ 自治会ほか各種団体に出向き、自治基本条例の素案についての説明を行った ・ 参加者から素案についてのご意見をうかがい、さらに修正を加えたものを条例（案）としてH17年3月議会に上程した ・ 実施回数：30回（H16年度） 担当課＝【市民協働推進課】 ○ごみ減量に向けた出前講座 ・ 「ごみ減量・リサイクル推進計画」について（H16年度）※ …新たに策定した計画の内容について説明 ・ 「家庭ごみ有料化の手法」について（H16～17年度）※ …導入検討にあたり、各種手法に関する事例を説明しながら本市にあった有料化の手法のご意見をいただいた ・ 「家庭ごみ有料化の素案」、「家庭ごみ有料化等に関連する条例案」について（H17年度）※ …上記の意見を参考に作成した家庭ごみ有料化の素案、条例案について説明 ・ 「家庭ごみ20%減量」について（H18年度） …ごみ減量やリサイクルに関する具体的方法等の説明 （※については、ごみ減量やリサイクルについても同時に説明） 担当課＝【廃棄物計画課】

【討論・意見集約等】

（６）ワークショップ

①概要	○特定のテーマや課題に対応するためグループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るもの
②目的	○参加者相互の意見交換を通じて多様な視点を共有化し、協調・協働作業を通して課題を創造的に検討する
③手法の特徴	○通常、特定テーマを検討対象とした話し合いとなるため、特定テーマの課題検討や、ケーススタディの検討で有効 ○必要に応じてファシリテーターの活用も必要
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○地域の視点からの課題や留意点等を汲み取ることが必要な場合等に実施
⑤対象者	○関心がある市民の皆さん
⑥提供する情報	○ワークショップでとりあげて欲しい課題に関する情報
⑦把握できる情報	○設定した課題に対する意見、要望、提案
⑧事例	○地域コミュニティセンター建設事業におけるワークショップ ・実施箇所数　Ｈ１５年度５箇所　Ｈ１６年度３箇所 Ｈ１７年度１箇所　Ｈ１８年度３箇所 ・実施回数　４回程度（月に１回） ・検討内容　　概略設計・運営方法等 ・校区自治協議会等との事前打ち合わせ等をとおして、地域住民の意見集約を行っている ・地域住民が作成する広報紙の中にワークショップの結果を掲載し、各世帯に回覧または配布し、情報の共有化を図っている 担当課＝【地域づくり推進課】 ○上熊本駅舎移築復元事業におけるワークショップ ・移築復元の必要性や手法等について ・実施回数　平成１６年度　４回 担当課＝【市街地整備課（現都心活性推進課）】 参考資料：市民協働推進課にお尋ねください。 ★ワークショップを使った公園づくりのビデオ（神戸市ワークショップによるまちづくり） ★ワークショップの実際について詳しく説明した冊子（くまもと地域づくり大図鑑住民参加編）

（７）パブリックミーティング（市民の皆さんとの意見交換会）

①概要	○事業の内容や現状等について、事業の実施主体（担当部署）が説明し、市民の皆さんからの質問や意見を受ける場として開催するもの
②目的	○ＰＩ 実施主体（担当部署）が市民の皆さんに対して、事業の内容や現状等についての情報を提供する
③手法の特徴	○正確な情報を伝えることができる ○市民の皆さんと十分なコミュニケーションをとることができる。 ○席等の配置方法（対立式にしない）についても配慮 ○必要に応じてファシリテーターの活用も必要
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○事業の内容や現状等についてとりまとめられた情報等を提供する時
⑤対象者	○すべての市民の皆さん
⑥提供する情報	○とりまとめられた事業の内容や現状等の情報
⑦把握できる情報	○提示した情報に関する市民の皆さんの意見や疑問
⑧事例	○熊本駅東地区まちづくり住民会議の開催 ・経済界、地元代表、公募市民等と意見交換をしながら策定した「熊本駅周辺地域整備基本計画」をベースに地域住民と具体的なまちづくり計画の策定に取り組んだ ・進め方についても地元の自治会に相談して、各自治会の推薦者等からなる「まちづくり住民会議」を組織し、そこで計画の熟度を高めた後に、地域住民に対する説明会を開催し、広く意見を反映することとした また、住民会議や説明会の概要を「まちづくりニュース」として取りまとめ、地区内で回覧することで、地域住民との情報共有と参画意識の向上に努めた ・まちづくり計画の内容については、最初から行政案を提示せず、基本計画の他、この地区の現状・開発動向や他都市の事例をわかり易く説明し、合意形成を図りながら、計画の具体化に努めた 担当課＝【熊本駅周辺整備事務所】

（８）市民意見の募集

①概要	○計画等を素案の段階で公表し、市民の皆さんの意見を求め、できる限り施策に反映させていくもの（パブリックコメント等）
②目的	○市政の重要課題や政策に市民意見を反映させるとともに、行政の説明責任を果たすことで、市民の皆さんの市政への参画を促進し、開かれた市政の推進に資することを目的とする
③手法の特徴	○素案を市ホームページ、市民センター、総合支所、保健福祉センター等で公表 ○手紙、メール、ＦＡＸで意見提出 ○提出された意見の取扱結果を素案を公表した場所で再度公表
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○計画等の素案に関する意思決定を行う前
⑤対象者	○すべての市民の皆さん
⑥提供する情報	○素案すべて ○素案の概要（計画策定の趣旨、目的、背景、要点等を記載したもの） ○その他素案を理解するために必要な資料
⑦把握できる情報	○提示した情報に関する市民の皆さんの意見や疑問
⑧事例	○都市計画道路の見直しに関するご意見の募集 ○新幹線熊本駅舎デザイン素案に関するご意見の募集 ○第４次熊本地域保健医療計画 ○市政改革プラン ○ごみ減量・リサイクル推進基本計画 ○住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例 ○自治基本条例 ○家庭ごみ有料化等に関連する条例 ○さらなる財政健全化の方針 ○犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例 ○くまもと水ブランド創造プラン ※市民意見の募集とは、熊本市パブリックコメント制度実施要綱によるものの他、様々な段階での市民意見の募集を指します。

（９）グループヒアリング

①概要	○市民の中から小グループ（１０人前後）を選出し、市民の皆さんのニーズ、期待等に関するヒアリング調査を実施し意見の集約を図るもの
②目的	○市民の皆さんの意見を把握すること ○属性（グループ）毎のニーズの傾向を把握すること
③手法の特徴	○市民の皆さんは、ニーズ、期待等をアンケートよりも詳細に発言することができる ○メンバーが互いに影響しあうことから単独のインタビューよりも発言しやすい
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○課題や留意点等を汲み取ることが必要な場合等
⑤対象者	○すべての市民の皆さんからの無作為選出者および関係者の代表等
⑥提供する情報	○インタビューのテーマ ○とりまとめられたレポート及び関連する調査等の中でテーマに関連する公表済みの情報
⑦把握できる情報	○テーマに対する市民の皆さんの意向
⑧事例	○中心市街地南地区市街地総合再生基本計画策定のためのグループインタビュー ・目的は、中心市街地の利用状況と潜在的なニーズ把握 ・商店主、地域住民、高校生、会社員、障害者等を対象に行った 担当課＝【市街地整備課（現都心活性推進課】 ○熊本市地域福祉計画策定のためのグループインタビュー ・目的は、何らかの支援を必要とされる方が、生きがいを持って地域で生活するためのニーズ把握 ・障がいのある人を抱える家族、介護が必要な方を抱える家族、子育て中の家族、ボランティア団体、NPO法人、地域の関係団体　を対象に行った 担当課＝【地域保健福祉課】 ○中央いきいき子育てネットワーク会での意見交換会 ・ 子育てネットワーク代表者会委員（校区社協長、民協会長、主任児童委員等子育て支援関係者）に参加してもらい、子育てネットワーク活動をしている全校区の活動報告と意見交換を実施 担当課＝【中央保健福祉センター】

（10）アンケート

①概要	○広く市民の皆さんの意識を把握するため、多くの人に一定の質問形式で意見をうかがうもの
②目的	○市民の皆さんの意見を把握すること
③手法の特徴	○郵送等の手段により比較的簡単に不特定多数の市民意見を把握することができる。 ○街角アンケートのように不特定多数の場合、住民基本台帳を利用して抽出した市民の場合、特定のグループ等を対象とする等、様々な対象者が考えられる。
④実施のﾀｲﾐﾝｸﾞ	○広く市民の皆さんの意識を把握する際
⑤対象者	○すべての市民からの無作為選出者および関係者の代表等
⑥提供する情報	○アンケート調査のテーマ ○テーマに関連する情報
⑦把握できる情報	○テーマに対する市民の皆さんの意向
⑧事例	○建設会館通りの社会実験におけるアンケート調査 ・アンケート協力者：沿線の自治会長、学校および校区の交通安全協会委員、近隣住民 ・実験結果を資料（パンフレット）としてアンケートに協力していただいた方に配布 担当課＝【道路整備課】 ○路面電車東部方面への延伸のアンケート調査 ・市電の東部延伸についての意見を伺い、検討を進めていくための基礎資料とするもの ・アンケート協力者：健軍電停以東の居住者の中から無作為抽出 担当課＝【交通計画課】

３ 段階別事例

		事業の各段階		
	構想や計画を策定するかどうか決定する段階 ※構想や計画の必要性や公益性を確認し、構想や計画を策定するまでの段階	**事業の構想段階** ※事業の必要性や公益性を検討し、事業の概要（施設であれば、位置・配置・規模等）について、事業目的に照らし合わせ検討を加え、案を作成するまでの段階	**事業の計画段階** ※事業の構想段階で形成した案を踏まえ、事業の計画内容（施設であれば、詳細な設計）を精査する段階	**事業の実施・運用段階** ※事業の計画段階で形成した案を踏まえ、事業実施・運用に向けた制度設計を行う段階
目的	市民参画・協働の取り組みを通じて、市民の皆さんと行政のよりよい信頼関係のもと、「地域の力」「自治力」を高め、市民の皆さんの満足度の高いまちづくりを行うことが目的			
主な目的	・全体の方向性の確認 ・市民の皆さんへの情報提供 ・市民の皆さんのニーズや意識の把握 ・基本的な考えや理念等に対する市民の皆さんとの合意形成・意識の共有 ・利害関係者の発見 ・市民の皆さんの関心や利害関係の把握	・直接関係する市民への情報提供と透明性の確保 ・直接関係する市民への説明責任の達成 ・直接関係する市民のニーズ把握 ・事業の円滑な実施 ・事業の概要についての合意形成	事業の質を高める	運営、運用、協働の仕組みの確立
対象事業の例	例えば ・市民生活に関連の深い条例の策定（自治基本条例・環境基本条例等） ・各種基本計画の策定（総合計画・都市計画マスタープラン等） ・大規模の公共事業の構想 ・市民の皆さんに関連の深い指針や採択基準の策定 等	例えば ・大規模の公共事業 ・地域密着型施設の建設 ・イベント ・保健福祉事業 例えば ・河川の整備計画や道路のアクションプログラム ・公園、地域コミュニティセンター、市営住宅の建設計画 ・イベントの構想 ・保健福祉のあり方検討　等	例えば ・河川や道路の設計 ・公園、地域コミュニティセンター、市営住宅の設計 ・イベントの計画 ・保健福祉の計画　等	例えば ・河川や道路の管理運営 ・公園、地域コミュニティセンター、市営住宅の運営 ・イベントの実施 ・保健福祉活動の実施　等
対象者	・対象事業や段階に応じて、住民、事業者、関係団体、利害関係者等 ・特に広域に関係する構想や計画については、広域の住民 ・出来るだけ多くの市民に参加してもらうことが重要	・事業に直接関係する住民、事業者、関係団体、利用者、利害関係者　等		
主な手続き	①前提条件（期間・予算・法的な制約）や検討すべき事項を明確にして提示 ②構想や計画の全体像の情報提供 ③ＰＩ手法を使って市民ニーズや意識の把握 ④意見の集約と合意形成 ⑤事業の実施主体（担当部署）による案の確定	①前提条件（期間・予算・法的な制約）や検討すべき事項を明確にして提示 ②事業の概要についての情報提供 ③事業実施の有無も含めて複数案の提示 ④ＰＩを使って市民ニーズや意識の把握 ⑤意見の集約と合意形成 ⑥事業の実施主体（担当部署）による事業概要の決定	①前提条件（期間・予算・法的な制約）や検討すべき事項を明確にして提示 ②事業の計画内容についての情報提供 ③事業の計画内容について複数案の提示 ④ＰＩを使って事業内容の精査 ⑤意見の集約と合意形成 ⑥事業の実施主体（担当部署）による事業計画の決定	①前提条件（期間や予算・法的な制約）や検討すべき事項を明確にして提示 ②事業実施・運用に向けた制度設計についての情報提供 ③事業実施・運用に向けた制度設計について複数案の提示 ④ＰＩを使って事業実施・運用に向けた制度設計の精査 ⑤意見の集約と合意形成 ⑥事業の実施主体（担当部署）による事業実施・運用に向けた制度設計の決定
注意事項	・可能な限り早い時期に、効果的な方法で情報提供を行い、意見募集等を進めていくことが必要	・直接、事業に対する住民の意見の反映、関係者の利害や意見の調整等を行うことになるので、できるだけ詳細な情報提供を行い、直接的な意見交換等に取り組んでいくことが必要 ・複数案を提示する場合、案の背景や理由、事業費等の内容、関係者への影響、メリットやデメリット等を比較し、図面等を活用して分かりやすく情報提供を行うことが必要 ・工期等を考慮しつつ、十分な時間を確保することが必要		
主なＰＩ手法	・構想や計画が及ぼす影響や範囲、その他の条件を検討し、最も適切と思われる手法を選択、組み合わせて採用 ・ワークショップ ・出前講座 ・ニュースレターやパンフレットの配布 ・シンポジウムの開催 ・オープンハウスの開催 ・パブリックミーティングの設置 ・グループヒアリングの開催 ・パブリックコメントの実施 ・アンケート調査	・事業の成熟度に応じ、最も適切と思われる方法を選択、組み合わせて採用 ・ワークショップ ・現地見学会 ・出前講座 ・ニュースレターやパンフレットの配布 ・シンポジウムの開催 ・オープンハウスの開催 ・パブリックミーティングの開催 ・グループヒアリングの開催 ・パブリックコメントの実施 ・アンケート調査	・ワークショップ ・現地見学会 ・出前講座 ・ニュースレターやパンフレットの配布 ・シンポジウムの開催 ・オープンハウスの開催 ・パブリックミーティングの開催 ・グループヒアリングの開催 ・パブリックコメントの実施 ・アンケート調査	・ワークショップ ・ニュースレターやパンフレットの配布 ・シンポジウムの開催 ・オープンハウスの開催 ・パブリックミーティングの開催 ・グループヒアリングの開催 ・アンケート調査
	※市民の皆さんとの情報共有は市民参画・協働の前提	ホームページや市政だより、マスコミを通じての広報活動等、市民の皆さんに対する積極的な情報提供を行った上でＰＩを実施		
ＰＩを通じて何を聴くか。	例えば ・条例、各種基本計画、指針、採択基準の必要性の確認 ・盛り込むべき内容 ・わかりやすい条例、計画、指針、採択基準であるか ・市民参画・協働の取り組みが進むか 等	例えば ・事業の必要性（他の代替施設案等その他の地域要望があるか含む） ・事業の概要 ・施設であれば、適切な位置、配置、規模、基本的な機能、形状、運営主体 ・利用料金をどうするか ・動線計画をどうするか　等	例えば 事業の構想段階で決定した事業概要に基づき、 ・施設であればより、具体的な平面配置をどうするか ・ユニバーサルデザインになっているか ・利用者にとって使いやすい施設になっているかどうか ・動線計画をどうするか ・安全対策をどうするか　等	例えば. 事業の計画段階で決定した事業計画に基づき、 ・施設の行事開催、清掃等の役割分担、管理運営の会議体の設置、運営スケジュールの設定、利用上の注意、制約、利用料金詳細な設定をどうするか 等
成果	基本計画・条例等	事業概要（建設計画等）	事業計画（設計書等）	事業実施・運用に向けた制度設計（管理運営規約等）

Ⅴ　Ｑ＆Ａ

１　対象事業・進め方

Q1　ＰＩの対象となる事業は？

すべての事業を対象として、ＰＩを実施することとします。

しかしながら、当面は、下記のとおり行うこととします。

１　すべての事業を対象としてＰＩを実施することに努めることとします。

２　次の事項については、ＰＩを実施しなければなりません。

①パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱第４条第１項の規定に該当し、パブリックコメントを実施する案件

②経営戦略会議に関する訓令第２条の規定に該当し、経営戦略会議の審議事項となる案件

３　前項の規定にかかわらず、所管課において、ＰＩの実施が難しいと判断した場合は、市民協働推進課と協議し、実施の可否を決定するものとします。

（10 ページ『Ⅱ-2-（1）対象事業』参照）。

対象事業についてのお問い合わせの他、ご不明な点があれば、お気軽に市民協働推進課へご相談ください。

Q2　ＰＩというが、どのように進めればよいかわからない。

これまでも事業を実施する際、説明会やパブリックコメント等を行ってきているかと思いますが、ＰＩでは、説明会やパブリックコメントを事業案が完全に固まっていない、初期の段階から積極的に行い、市民の皆さんに参画してもらうことが重要になってきます。

また、事業内容に応じて、適切な時期に適切なＰＩ手法を導入することが必要です。さまざまなＰＩ手法がありますので、事業の段階、対象者に応じたＰＩ手法を選択して実施することが必要です（8 ページ『Ⅱ-1　基本的な PI の手法』参照）。

最初は手探りな部分もあるかと思いますが、研修や業務を通じて経験を重ね、継続的に改善を図っていくことが重要です。

Q3　具体的なＰＩを進めることができる職員がいない。

今後、このマニュアルの周知徹底と適正な運用に努めるとともに、さまざまな研修等の機会を通じて、職員の能力向上を目指したいと考えています（13 ページ『Ⅱ-4　職員の対応と研修の必要性』参照）。

Q4　ＰＩになじまない事業もあるのではないか。

市が行う事業は、基本的には市民の皆さんのニーズを踏まえて実施することを前提としていますので、時期、対象者、手法を適宜判断した上で、何らかの形ですべての事業が対象になると思われます（10 ページ『Ⅱ-2-（1）対象事業』参照）。

Q5　すでにある程度進捗している事業については、いまさらＰＩを導入する余地がないのでは。

これまで事業を進めている部分については難しいかもしれませんが、今後進捗していく部分について可能な限り、又は部分的にでもＰＩを導入することはできます（12 ページ『Ⅱ-2-（2）段階』参照）。

Q6　ＰＩの結果、反対が多ければ事業や計画を中止するということになるのか。

構想段階の初期であれば、事業や計画を中止するという総合的な判断もあり得ると考えます。しかしながら、計画が進んでいる段階での反対や、事業の必要性についての議論の後戻りは、計画当初の構想段階からＰＩを導入し、市民の皆さんのニーズを把握することにより避けることができると考えます。また、ＰＩというのはあくまでも計画・事業に対して、市民の皆さんの理解を深め、意見をできるだけ反映していくことが目的であり、実施主体（担当部署）が総合的に責任を持って判断するものであることを、当初の段階からはっきりと表明しておく必要があります（6 ページ『Ⅰ-3　PI の目的とは？』『Ⅰ-4　PI の原則』参照）。

Q7　いわゆる”迷惑施設”が作れないのでは。

前問の繰り返しになりますが、施設建設の可否については実施主体（担当部署）が総合的に判断することですので、基本的にＰＩの結果自体で決定するものではありません。

ただ、施設によっても異なりますが、事業の必要性や進捗状況の情報共有等、ＰＩ手法を積極的に導入し、周辺環境への配慮を行う等、質の高い事業にすることができると思われます（6 ページ『Ⅰ-3　PI の目的とは？』参照）。

2　市民意見の集約方法

Q8　市民参画というが、どの範囲の誰と話すべきなのか。

市民の皆さんといっても、非常に利害関係の深い人からとりあえず情報が欲しい人まで様々です。案件の規模や性質によって対象者は異なりますが、それぞれの対象者を想定し、多様なＰＩ手法を用意することが重要になります（12 ページ『Ⅱ-2-（3）対象者』、22～27 ページ『Ⅳ-1　PI の実践例（対象者）』、28～37 ページ『Ⅳ-2　手法別事例（⑤対象者）』、38 ページ『Ⅳ-3 段階別事例（対象者）』参照）。

Q9　市民参加者が少ない場合はどうすればよいか。

市民の皆さんの多くの意見を聴くためにも、参加者は、多いほうがいいと思います。参加の呼びかけを行い、参加を促進しましょう。また、参加の呼びかけによりプロセスを多くの人と共有することはできますし、意見を出すことに躊躇がある市民の皆さんに対しても、オープンハウス等のＰＩ手法を用いれば、意見を聴くことが可能だと考えます。さまざまな手段を用いてＰＩを行っているという情報発信を

続ける努力が必要です（8ページ『Ⅱ-１　基本的なPIの手法』参照）。
　また、「Ｇｏ　Ｌｉｓｔｅｎ（出かけていって話を聴く）」という考え方も大切です。自ら出向いて話を聴くことで、市民の皆さんの関心・懸念・利害等を知ることができます。

Q10　反対することが目的の人の参加が多い。
　「反対する」には反対する理由があるはずです。対話を通じて反対の裏にある利害や関心を理解し、解決策を探るという作業が必要になります。また事業・計画の初期の段階であれば柔軟に対応できる部分もあるはずですので、早い段階からのPI導入は有効だと思われます（6ページ『Ⅰ-3　PIの目的とは？』『Ⅰ-4　PIの原則』参照）。

Q11　参加者は個人的な利害関係だけではないか。それらを調整することは難しいのでは。
　基本的には市民の皆さんも行政も「それぞれが満足する結果を得ること（Win-Win）」という考え方が大事です。ただし、市民の中にもさまざまな立場の人がいますので、当然すべての参加者の利害が一致することは不可能な場合もあるかと思われます。ただ、ＰＩを実施することで、不満の度合いを少なくすることは可能です（7ページ『Ⅰ-4（4）実現すべき成果や評価の視点を共有すること』参照）。

Q12　一部の市民の意見しか取り入れられないのではないか。
　できるだけそうならないように広く公開した議論が必要ですので、参加しやすいPIの場の提供に努め、より多くの市民の皆さんの声を集める努力が必要になります（8ページ『Ⅱ-1　基本的なＰＩの手法』参照）。

Q13　さまざまな意見がでてきて、収拾がつかなくなるのではないか。
　意見の集約方法については、技術的にいろいろな手法がありますので、その場に応じて適切な手法を導入することが必要となります。また可能な限り時間をかけて意見の集約を試みる等、少数の人の意見であっても無視しないという姿勢は大切です。
　また、意見の集約を試みても、結果的に、取り入れられない意見もあります。その場合においても、結果や理由を広く周知していくことが必要です。
　ＰＩには、市民の皆さんと行政とがWin-Winの観点を持つことが大切です。Win-Winとは、「自分も勝ち、相手も勝つ（それぞれが満足する結果を得ること）」という考え方です。つまり、すべての関係において常にお互いの利益を求め、お互いに満足できる合意や解決策を打ち出すための考え方です。
　利害関係のある市民同士又は市民と行政との対峙ではなく、市民と市民が、そして市民と行政とがWin-Winの関係を築くことがＰＩの大きな目的といえます（7ページ『Ⅰ-4-（4）実現すべき成果や評価の視点を共有すること』参照）。

Q14　市民意見といっても対象事業とは関係ない苦情ばかりになってしまわないか。

最初は苦情だけを言う市民の方もいらっしゃるかもしれませんが、できるだけ丁寧に誠実に対応することにより、お互いの信頼関係を構築する基礎になることもあります。また対話を重ねると、他の市民の方から苦情だけではなくきちんと議論を進めたいという意見がでてくる例もあります。どちらにしろ対象者全員と行政とで、最初に、進め方も含めたプロセスを共有することが大事になってくると考えます。（6ページ『Ⅰ-3　PIの目的とは？』『Ⅰ-4　PIの原則』参照）。

Q15　市民同士の対立になってしまわないか。

意見が対立した場合に、多数決で決着するというようなことはできるだけ避けなければなりません。対話を通じて互いの利害関心を探りながら、市民の皆さん全体での最大の利益を得るような答えを探す努力が必要です。

また最終的な意思決定は行政が行なうのが原則ですので、その決定に至った経緯、考え方をわかりやすく責任を持って説明することが重要になると思われます。

Q16　すでにもめている案件にも使えるのか。

すでにもめている案件で、決定的な紛争状態になってしまっている場合は、一定期間をおいて状況を待つという方法等紛争解決の方法論を適用すべきです。

その際、白紙に戻すという解決方法を採用する場合には、改めて決定までのプロセスを行うわけですから、まさにＰＩの出番であると考えられます。

3　その他

Q17　ＰＩを行なうことで時間や手間がかかるのではないか。

これまで以上に厳しい限られた予算で事業を行っていく中、市民のニーズに応じ、効率的に事業を進めていくには必要な仕事だと考えます。（6ページ『Ⅰ-3　PIの目的とは？』参照）。

また事業当初に全体的なＰＩのプロセス設計を行い、そこまで見込んで事業期間を設定することが必要です（14ページ『Ⅱ-5　PI実施に伴うスケジュール管理と予算』参照）。

事業全体をみた場合、事業が途中で止まるより、当初から丁寧にＰＩを導入していったほうが大幅に手間や事業期間が短縮される効果があります。

Q18　ＰＩの手法を用いると事業費が膨らむのではないか。

「事業にかかる費用や時間的コスト」や「プロセス」等については、市民の皆さんと行政の関係者が認識を共有しておくことが必要です（６ページ『Ⅰ-4　PI の原則』参照）。特に、事業費については、いくら支出できるのかを、早い段階で市民の皆さんと確認を行っておくことが必要です。

Q19　ＰＩを実施する予算がない。また予算の執行に支障をきたすのでは。

パブリックミーティングやホームページを活用して意見を聴く等、やり方を工夫することで予算をかけない方法もあります。

また事前にプロセスを設計し、スケジュール管理を行っていくことで、計画的に予算を執行していくことも可能です。

しかし、当初の予定通りにいかないことも想定されますので、財政部局との調整が必要です（14 ページ『Ⅱ-5　PI 実施に伴うスケジュール管理と予算』参照）。

Q20　パブリックミーティングで該当案件以外の要望を受けた。どのように処理したらいいのか。

その場で即答できないことは、持ち帰って、担当課に相談し答えるようにしましょう。市民の皆さんと事業における信頼関係を築くためにも、きちんと対応することが必要です。また、担当課においても、要望を市民の皆さんのニーズと捉え、ＰＩの基本理念に沿った対応が必要です。

Q21　ファシリテーターが確保できない。どのようなファシリテーターと契約すべきかわからない。

熊本市でも、様々な場面でファシリテーターが活躍しています。今後、熊本のファシリテーターの情報を蓄積していこうと考えています。詳しくは、市民協働推進課もしくは契約検査室にお尋ねください（13 ページ『Ⅱ-3　PI の進行・調整役の必要性』参照）。

Q22　地元との合意がないと予算措置ができないのか。ＰＩと予算措置との関係はどうなっているのか。

市が行う事業は、基本的には市民の皆さんのニーズを踏まえて実施することを前提としていますので、地元の意見を踏まえて、地元の合意のもと、予算措置を行うのは当然のことであると考えます。ＰＩと予算措置との関係は、今まで「予算措置→ＰＩ→事業実施」でしたが、今後、「ＰＩを実施するにあたって必要な予算措置→ＰＩ→事業実施に関する予算措置→事業実施」というスケジュールも考えられます。

（14 ページ『Ⅱ-5　PI 実施に伴うスケジュール管理と予算』参照）

ＰＩマニュアルに関するお問い合わせやご相談はお気軽に！

市民協働推進課

TEL　096-328-2036

mail　shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp